

情報提供

那医発第 409 号

令和 8 年 9 月 9 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 玉井 修

担当理事 小禄 雅人



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「令和 8 年熊本地震に伴う JMAT に参加される先生方への医師資格証の携帯依頼と優先発行について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

冲医発第 892 号

令和 8 年 9 月 2 日

地区医師会情報システム担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 富名腰 亮

（公印省略）

令和 8 年 熊本地震に伴う JMAT に参加される先生方への 医師資格証の携帯依頼と優先発行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会よりみだしの件について、別紙のとおり通知があります。

本件は、令和 8 年熊本地震の被災地に派遣される JMAT（日本医師会災害医療チーム）の参加医師について、医師であることを簡素に確認ができるよう医師資格証またはデジタル医師資格証を携帯して頂きたい旨の周知依頼となっております。

また、医師資格証をお持ちでない JMAT 参加医師については、優先的に医師資格証が発行されることとなっており、日医非会員についても無料で発行できるとのことです。

詳細につきましては、別添資料をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 令和 8 年熊本地震に伴う JMAT に参加される先生方への医師資格証の携帯依頼と優先発行について（令和 8 年 8 月 31 日 日医発第 1078 号（情シ）（地域））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：宮良

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



2

日医発第 1078 号（情シ）（地域）
令和 8 年 8 月 31 日

都道府県医師会 担当理事 殿
郡市区等医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 佐原 博之
常任理事 藤原 慶正
（公印省略）

令和 8 年 熊本地震に伴う JMAT に参加される先生方への
医師資格証の携帯依頼と優先発行について

平素より本会会務の運営に特段のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、令和 8 年熊本地震の被災地にむけて、貴会におかれても JMAT（日本医師会災害医療チーム）の編成にご尽力いただいていること、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、その JMAT に参加される先生が、医薬品や医療機器の受け渡し、避難所までの優先通行や給油など、被災地域の自治体の担当者等と対面した際に、医師であることを簡素に確認できるように、厚生労働省に医師資格証の周知依頼を実施いたしました。

つきましては、JMAT に参加される先生に、極力、医師資格証もしくはデジタル医師資格証を携帯していただくようご案内をお願いいたします。まだ医師資格証をお持ちでない先生については、優先的に医師資格証を発行いたしますので、別添資料をご確認ください。なお、すでに医師資格証の申請書類を郵送されている場合は、優先して発行いたしますので、日本医師会電子認証センターまでご連絡をお願いします。

また、日医非会員で JMAT に参加される医師については、医師資格証を無料で発行します。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

■別添資料■

- 別添 1 : 医師資格証 発行申請書 （令和 8 年熊本地震に伴う JMAT 参加者用）
- 別添 2 : JMAT 参加者用 郵送前申請書類チェックリスト
- 別添 3 : 申請から受け取りまでの流れ

以上

【連絡先】

公益社団法人日本医師会 電子認証センター
電話：03-3942-7050

別添1 医師資格証 発行申請書

(令和8年熊本地震に伴う
JMAT参加者用)

申請日

年

月

日

■「*」がついている項目は記入必須項目です。

■申請書に記入された情報は、日本医師会個人情報保護方針に則り取り扱います。

■ローマ字は希望がある場合のみ記入してください。記入がない場合はへボン式で表記します。

■ローマ字表記にはアルファベットのみを記入してください。付加記号は使用できません。

■ローマ字氏名は「日医 太郎」の場合、「NICHII Taro」と表記されます。

■漢字記入欄のマス目が足りない場合は、マス目を無視して記入してください。

氏名*	ローマ字 フリガナ*	SEI セイ	Mei メイ
現姓・本名 で記入	漢字 (左詰め)	姓	名

旧字・異体字使用希望 ☐ 旧字・異体字を使用希望 ■住民票に記載の旧字・異体字を使用して発行を希望する場合は、「旧字・異体字を使用希望」に✓を入れてください。

住民票 住所*	〒
------------	---

生年月日*	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦	年	月	日
-------	---	---	---	---

性別*	☐ 男 ☐ 女 ☐ その他	医籍登録 番号*	第	号
-----	--	-------------	---	---

医籍登録 年月日*	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦	年	月	日
--------------	---	---	---	---

日本医師会 加入状況*	☐ 日医 会員 ☐ 加入申込から3ヵ月以内の日医 会員 ☐ 日医 非会員 ☐ 不明 ※申請時の加入状況に準じて発行します	所属 医師会*	都道府県 医師会	医師会
----------------	---	------------	-------------	-----

日本医師会 会員ID (不明な場合は記入不要)		所属無しは 「なし」と記入	都市区等 医師会	医師会
----------------------------	--	------------------	-------------	-----

医師資格証 暗証番号*	■ICカードで電子署名や認証をする際に使用する暗証番号です。 ■任意の数字4桁を記入してください。「0000」や「生年月日」は使用不可です。			
----------------	---	--	--	--

暗証番号は発行時には通知しませんので忘れないようご注意ください。また、他人には絶対に教えないでください。

証明写真用顔写真
貼付欄*パスポート写真サイズ
(35mm×45mm)■6か月以内に撮影した無帽・無背景で
あり、影や反射がない、証明写真用に撮
取した顔写真を貼付してください。

勤務先医療 機関名*	フリガナ* 名称*	法人名 (ある場合は記入) 医療機関名 (勤務先がない場合は「なし」と記入)
---------------	--------------	---

医療機関 住所	〒
------------	---

医療機関 コード	医療機関 形態*	☐ 法人 ☐ 個人 ☐ 中央官庁/地方公共団体/その他	種別*	☐ 診療所 ☐ 有床診療所 ☐ 病院 ☐ その他
-------------	-------------	---	-----	---

代表 電話番号*	内線 番号等
-------------	-----------

連絡先 電話番号*	内線 番号等	携帯 電話番号*	※携帯電話番号が無い場合は「なし」と記入
--------------	-----------	-------------	----------------------

メール アドレス*	※メールアドレスが無い場合は「なし」と記入	連絡先 住所*	☐ 住民票住所 ☐ 勤務先住所 ☐ その他住所 (以下の記入欄に記入)
--------------	-----------------------	------------	---

その他 住所	〒
-----------	---

希望の 受取場所*	☐ 地域の医師会 で対面受取	医師会	☐ 日本医師会館 で対面受取	〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 公益社団法人 日本医師会電子認証センター
--------------	--	-----	--	--

ICカードの 優先発行	ICカード 優先発行希望	■ICカードの在庫が不足した場合、HPKIセカンド電子証明書を先に発行し、ICカードは後日発行とすることがあります。現在の発行状況は日本医師会電子認証センターのWEBページをご確認ください。医療機関等向け総合ポータルサイトで電子処方箋の利用申請が済んでおり、かつ電子処方箋の発行にあたり必ずICカードが必要な場合は、左記の「ICカード優先発行希望」に✓を入れてください。※ご希望に添えない場合もあります。		
----------------	-----------------	--	--	--

旧姓/通称の併記希望 (希望者のみ記入)	☐ 旧姓の 併記を希望	■旧姓等が確認できる公的書類を提出してください。 (提出書類の詳細は送付書類チェックリストを参照)	☐ 通称の 併記を希望	■通称が記載されている住民票を提出してください。
-------------------------	---------------------------------------	--	---------------------------------------	--------------------------

旧姓または 通称	ローマ字 フリガナ 漢字 (左詰め)	SEI セイ 姓	Mei メイ 名
-------------	-----------------------------	----------------	----------------

私は『日本医師会医師資格証電子証明書サービス利用規約』に同意し、医師資格証およびHPKIセカンド電子証明書の発行を申し込みます。
--

申請者氏名	※申請者氏名自署欄は、取り消し線や訂正印は認められません。	【日本医師会医師資格証電子証明書サービス利用規約 URL】 https://www.jmaca.med.or.jp/guide/data/riyousya_kiyaku.pdf
-------	-------------------------------	--

自署*

現姓・本名を
楷書で記入

Ver.7.00

REG-RAI-015

【 JMAT参加者用 郵送前申請書類チェックリスト 】

- 申請書類一式を準備するためのチェックシートとしてご利用ください。

☐ 1. 医師資格証発行申請書(この用紙表面)

- 記入必須項目にもれなく記載がある。
- パスポート用規格の顔写真である。
- 申請書下部の自署欄に自署がある。

☐ 2. 身分証のコピー

- 下記のいずれか1点(いずれも有効期限内のもの)
 - ① 運転免許証
 - ② 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行のもの)
 - ③ 日本国旅券(パスポート)
 - ④ マイナンバーカード(裏面コピー不要)(通知カードは不可)
 - ⑤ 官公庁職員証(顔写真付き)
(職員証で有効期限の記載がないものは期限を問わない。)

☐ 3. 医師免許証のコピー

- A4サイズに縮小してコピーする。
- 裏面に記載がある場合、裏面コピーも取る。

☐ 4. 発行から6か月以内の住民票(コピー不可)

- 個人番号・住民票コードは省略。(記載がある場合は該当箇所を黒塗りする。)

以下の書類は、医師資格証に「旧姓併記」を希望された方、旧姓等により、申請書の姓と一部書類の姓が異なって記載されているのみ必要となる書類です。

☐ 5. 旧姓がわかる公的書類

- 下記のいずれか1点
(いずれもコピーでなく、発行から6か月以内に自治体が発行した原紙である。)
 - ① 戸籍(抄)謄本
 - ② 旧姓がわかる住民票

【 申請書類 送付先 】

〒113-8621

東京都文京区本駒込2-28-16

日本医師会 電子認証センター

JMAT 担当者 行

■申請から受け取りまでの流れ■

1. 別添の【J M A T参加者用 郵送前申請書類チェックリスト】をご参照いただき、申請書類一式を日本医師会電子認証センターに郵送してください。
※封筒表面に必ず「JMAT」の文字をご記入ください。
2. 医師資格証ならびにセカンド電子証明書を発行後、申請書に記載の住民票住所に本人限定受取郵便(特例型)で郵送します。
3. 郵便局員より対面で、医師資格証のお受け取りをお願いいたします。

■本人限定受取郵便(特例型)の受け取り方法■

1. 郵便局から本人限定受取郵便(特例型)の到着通知書が届きます。
2. 到着通知書には受け取り場所についての案内が記載されていますので、記載されている連絡先へご連絡いただき、医師資格証のお受け取りをお願いいたします。

※本人限定郵便(特例型)は「勤務先の住所」や「郵便局窓口」等の受取り場所を指定できます。

※本人限定受取郵便(特例型)の、郵便局での保管期限は10 日間です。

※受取り時に、運転免許証・マイナンバーカードなど、本人確認書類が必要です。

※同居のご家族を含め、ご本人以外は郵便物を受取りいただけません。

《参考資料》

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 28 日

熊本県健康福祉部健康局医療政策課 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省政策統括官付医療情報連携担当参事官室

令和 8 年熊本地震に伴う JMA T の医師資格証の提示について（周知）

日本医師会が発行する医師資格証については、厚生労働省医政局医事課において医籍との照合を実施しているところです（別添 1 参考）。

今般の令和 8 年熊本地震において、日本医師会は JMA T を編成し、被災地へ順次派遣を進めているところですが、その際に日本医師会が発行する医師資格証を保有する医師においては、医師資格証を携帯するよう依頼しているところです。

今般、別添 2 のとおり、日本医師会から JMA T を受け入れる自治体に対して、医師資格証について周知するよう依頼がありましたので、内容をご理解いただくようお願いいたします。

また、管内市町村に対しても周知をお願いいたします。

JMA T：日本医師会災害医療チーム（JMA T：Japan Medical Association Team）の略。

被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする災害医療チームのこと。

【連絡先】

①医師免許に関すること

厚生労働省医政局医事課 近藤、風間、鈴木
TEL：03-5253-1111（内線 2577・2250）

②医師資格証に関すること

厚生労働省政策統括官付
医療情報連携担当参事官室 河内、永田
TEL：03-5253-1111（内線 4671・4491）

医政医発 1218 第 1 号
平成 29 年 12 月 18 日

各都道府県医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長



公益社団法人日本医師会が発行する医師資格証の提示による
医師の資格確認について

医師の資格確認については、無資格者による医業を防止する観点から、「医師及び歯科医師の資格確認の徹底について（通知）」（平成 24 年 9 月 24 日付け医政医発 0924 第 1 号、医政歯発 0924 第 2 号厚生労働省医政局医事課長、歯科保健課長通知）において、医師の採用時における免許証及び卒業証書の原本の確認等の徹底をお願いしてきたところです。

今般、公益社団法人日本医師会からの依頼に基づき、当団体が発行する医師資格証について、厚生労働省医政局医事課において医籍との照合を実施し、登録事項（氏名、生年月日、医籍登録年月日、医籍登録番号）を確認するとともに、今後新規に発行される医師資格証についても、同様の照合を実施することとしております。

また、医師資格証の発行に際しては医師免許証の原本確認も行っている点も踏まえ、今後は採用時における医師の資格確認に当たって、医師資格証による資格確認も可能としますので、当該取扱について関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

なお、医師法第 30 条の 2 の規定に基づき、厚生労働省ホームページ上に医師等の資格確認を行うための「医師等資格確認検索システム」（<http://licenseif.mhlw.go.jp>）を設けていることから当該システムを活用するとともに、必要に応じて医師免許証の原本提示も求め、引き続き適正な資格確認を行うよう、併せて周知をお願いいたします。

日医発第 1030 号（情シ）
令和 8 年 8 月 27 日

厚生労働省 医政局長
佐々木 昌弘 殿

厚生労働省 政策統括官（情報政策担当）
三浦 明 殿

日本医師会 会長
松本 吉郎
（公印省略）

令和 8 年熊本地震に伴う JMAT 受け入れ自治体に対する
医師資格証およびデジタル医師資格証の周知について（依頼）

平素より本会会務の運営に特段のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

現在本会では、令和 8 年熊本地震の被災地に向けて JMAT（日本医師会災害医療チーム）を編成し、順次派遣を進めているところです。

この派遣に際して、派遣される医師で本会が発行する医師資格証を保有している者に関しては、極力、医師資格証を携帯、もしくはスマートフォンに表示するデジタル医師資格証（以下、デジタル医師資格証も含めて医師資格証と言う）の設定をして行くように依頼する予定です。

派遣に当たっては、医薬品や医療機器の受け取り、避難所までの優先通行や給油など、受け入れいただく自治体に多くのご支援をいただくことになりますが、この際、本来であれば、医師であることの証明や確認が必要な場面も想定されます。現在は非常事態のため、厳密な確認を実施することは現実的ではありませんが、簡素に確認することができれば、確認に伴う自治体の負担軽減が可能となります。

そのため、本会としては医師資格証を最大限活用することとしますが、一方で JMAT を受け入れいただく自治体で、この医師資格証を認知いただく必要があります。

つきましては、貴職から JMAT 受け入れ自治体に対して、別紙の通り、医師資格証に関してご周知いただけますよう、ご依頼申し上げます。

あつてはならないことですが、災害時には医師等になりすまして医薬品などを不正に入手する事例も見受けられます。そのような不正を一定程度、抑止するためにも、本会の取り組みについて貴職のご高配、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

以上

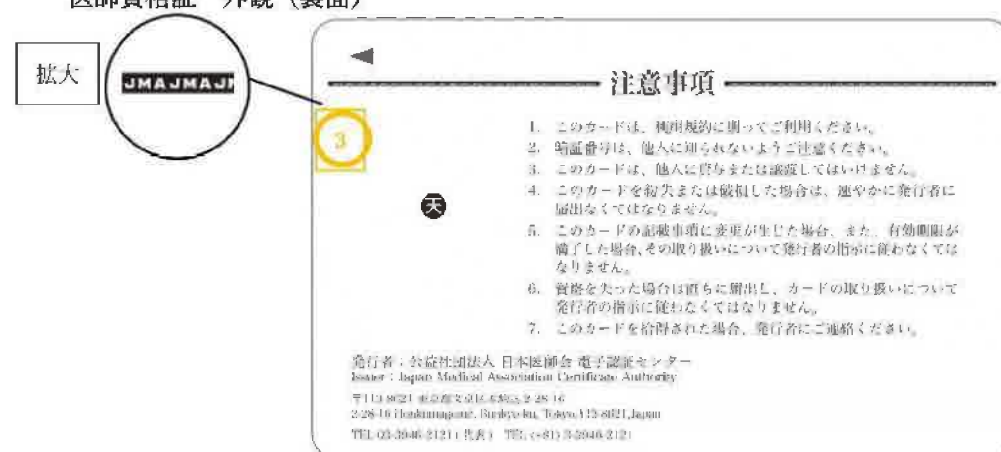
医師資格証とデジタル医師資格証について

医師資格証は、日本医師会が発行している「医師であることを証明」する IC カードです。この医師資格証券面を表示することのできる、スマートフォン用のアプリケーションをデジタル医師資格証と呼称しています。医師資格証の券面、もしくはデジタル医師資格証の券面画像を提示することで、医師であることが証明できます。その証明の確からしさは、厚生労働省の施策である保健医療福祉分野公開鍵基盤（HPKI）により担保されています。

醫師資格証 外觀 (表面)



醫師資格証 外觀（裏面）



医師資格証の偽造防止に係る処置

発行日	表面	裏面
令和4年6月以前	① ホログラムシートを貼付	③ 黒ラインにマイクロ文字を使用
令和4年7月以降	① 見る角度により背景の一部の色が変化	
	② 黒ラインにマイクロ文字を使用	

デジタル医師資格証 画面



デジタル医師資格証の偽造防止に係る処置

- ・画面が反射しているように見えるアニメーションがあります
- ・スクリーンショットを取ることはできません

以上